

議 案 第 53 号

摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置
等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月15日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

地方自治法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置
等に関する条例の一部を改正する条例

(摂津市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 摂津市監査委員に関する条例（昭和42年摂津市条例第19号）の一部を次
のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改め
る。

(摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年摂津市条
例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改め
る。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。